

令和8年5月15日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：東洋シャッター 株式会社
業者の住所：大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号
- 指名停止措置期間：令和8年5月15日から令和8年6月25日まで（6週間）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要：
東洋シャッター（株）は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。
このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、近畿地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。
- 指名停止措置理由：
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、6週間とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138